

新潟県立看護大学図書館資料の除籍に関する要領

(平成27年11月4日制定)

(趣旨)

第1条 この要領は、新潟県立看護大学図書館資料管理要綱第8条第2項に基づき、図書館資料（以下「資料」という。）の適切な管理及び処分を図るため、資料を原簿より削除（以下「除籍」という。）しようとするときに必要な事項を定める。

(除籍の事由及び基準)

第2条 図書館長は、次の各号のいずれかに該当する場合除籍することができる。

- (1) 汚損又は破損が著しく、修理不能の資料
 - (2) 資料としての価値を失い、保存の必要がなくなった資料
 - (3) 重複する資料で保存用以外の資料
 - (4) 数量更正の対象となる資料
 - (5) 蔵書点検により紛失が確認された後、1年を経過した資料
 - (6) 災害又は事故により滅失した資料
 - (7) 貸出資料のうち、回収不能となった資料
 - (8) その他前各号に準ずる資料で、図書館長が除籍する必要があると認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、科学研究費補助金等により取得した図書返還に伴う除籍については、新潟県立看護大学科学研究費補助金等取扱要領により行なう。

(除籍の決定)

第3条 図書館長は、図書委員会の議を経て資料の除籍を決定する。

(除籍資料の処分)

第4条 前条により除籍した資料の処分は、公立大学法人新潟県立看護大学会計規則により行う。

(再登録)

第5条 第2条第1項第5号から第7号により除籍した資料が後日発見されたときは、再登録の処理を行う。

(改廃)

第6条 図書館長は、この要領を改廃しようとするときは、あらかじめ図書委員会と協議しなければならない。

附 則

- 1 この要領は、平成27年11月4日から施行する。
- 2 この要領の施行日の前日をもって、「新潟県立看護大学図書館資料の除籍に関する

内規」(平成15年6月9日制定 図書委員会)を廃止する。